

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年1月21日
豊田市長 太田 稔彦

市町村名 (市町村コード)	豊田市 (23211)	
地域名 (地域内農業集落名)	足助地域 (宮町、田町、親王町、川端、戸中、岩下、平折、国閑、上脇、下佐切、上佐切、下国谷、白倉、国谷、栃原、四ツ松、上冷田、沢ノ堂、野林、中川、岩神、近岡、井ノ口、大島、則定、霧山、桑田和、菅生、龍岡、怒田沢、川面、上八木、五反田、千田、玉野、二夕宮、葛沢、東大見、山ノ中立、御内蔵連、綾渡、三沢、山ヶ谷、有京、平沢、大多賀、連谷、明川、阿摺、西檜尾、切山、小町、御蔵、渡合、実栗、月原、白山、大沢、中立、摺、大河原、葛、富岡、久木、新盛、大和)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【現状】 ・中山間地域特有の急斜面や法面の広さによる日常管理(草刈り等)の困難及び物価高騰における農業経営の困難 ・耕作者の高齢化によるマンパワー不足 ・有害鳥獣個体(特にイノシシ・シカ)の増加及び生息区域の拡大化 【課題】 ・担い手への集積・集約化、新規就農者の受け入れ ・耕作放棄地の減少が必要 ・鳥獣による農作物被害(特にイノシシ、シカ)の防止
--

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・「香嵐渓」という観光の場を活用した農作物の販売や農家レストランの経営など、6次産業化の取組を進める。 ・足助地域で多く栽培されているミネアサヒを、「中山間の美味しい米」として売り出すための販売網を整備し、高付加価値化を図る。 ・新規就農者が参入しやすいような仕組みを構築させ、農業に対する意欲の向上を図る。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	708.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	351.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を基本とし、農用地の利用状況や支援制度の活用状況等を踏まえて設定する。
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
貸し付け意向が確認できた農地の農作業について、集落営農組織で引き受け、農作業を集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約を推進するため、中心経営体が地区全体で十分ではないので、各集落で新規就農を促進するとともに、新たな中心経営体を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農業用施設の老朽化等の進行状況により、国・県・市の整備事業を活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
県・市及びJAと連携し新規就農者の情報収集を行い、担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
水稻苗の育苗や粃の乾燥調製等について、担い手の意向により農業協同組合を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①集落全体で鳥獣害対策の管理体制を整え有害鳥獣による農作物被害の防止に取り組む。
 ⑦集落営農組織、JA等と連携して農地保全、管理に取り組む。